

第5回定例会 議会

平成29年日野町議会第5回定例会が、9月1日から26日までの26日間にわたって開会され、提案がありました。26件の議案および報告3件について審議が行われました。

平成28年度各会計決算の9議案は、閉会中に審査されることになり、決算特別委員会が設置されました。その他の議案はすべて原案どおり可決・同意されました。

また、2件の請願審査と2件の意見書決議案の審査が行われました。主な内容は、次のとおりです。

人事案件

◆人権擁護委員の候補者の推薦に

（こ）

平成29年12月31日に任期満了となる奥井悦子委員の後任に、奥田慶二氏（上駒月）を適任と認め法務大臣に推薦されることになりました。任期は3年となります。

◆日野町固定資産評価審査委員会委員の選任に

平成29年9月30日に任期満了となる竹村美佐子委員の後任に、西沢雅裕氏（村井）を選任する同意、また、畝田鉄也委員（村井）を再任する同意がされました。任期は3年となります。

◆日野町教育委員会委員の任命に

（こ）

財産の取得

◆日野町立日野小学校給食室厨房設備機器

取得相手方：株式会社中西製作所
京都営業所

取得金額：5千41万4千400円

◆町道西大路鎌掛線用地の取得

所在地：日野町大字西大路字庄司軒2721番1の一部外20筆
地積：14,983.92㎡
取得金額：3千473万3千538円

条例の制定・改正など

◆日野駅観光案内交流施設の設置および管理に関する条例の制定に

日野町観光案内所の設置および管理に関する条例の全部を改正し、日野駅観光案内交流施設を設置するために条例の制定を行いました。

◆日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関として、新たに日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会および日野町地域生活支援ネットワーク会議を設置するため、条例の改正を行いました。

◆日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

人事院規則の一部改正に伴い、職員が再度の育児休業をすることができるとする特別の事情等を追加するため、条例の改正を行いました。

◆日野町財産区管理会条例および日野町財産区基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中之郷財産区の財産区管理会および財産区基金を廃止するため、条例の改正を行いました。

補正予算

◆一般会計(第2号)

7千463万6千円を追加し、予算総額は8億8千892万5千円となりました。

増額補正の主なものは、次のとおりです。

歳出

- ☆庁舎等施設管理事業 …… 368万7千円
- ☆交通安全施設対策事業 …… 210万円
- ☆街灯設置補助事業 …… 50万6千円
- ☆障害者福祉事務事業 …… 1千122万2千円
- ☆児童健全育成事業 …… 1千226万7千円
- ☆環境保全型農業直接支援対策事業 …… 208万9千円
- ☆土地改良事務事業 …… 2千万円

☆農業基盤整備促進事業

..... 200万円

☆道路維持補修事業..... 550万円

☆土木工事等補助事業

..... 407万5千円

☆防災活動事業..... 145万8千円

◆一般会計(第3号)

882万4千円を追加し、予算総額は85億9千774万9千円となりました。

増額補正は、次のとおりです。

☆財産管理事業..... 90万円

☆地区公民館管理事業

..... 792万4千円

◆国民健康保険特別会計

平成28年度に交付された療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金のため、3千113万円を追加し、予算総額は25億7千69万5千円となりました。

◆公共下水道事業特別会計

繰越金を財源として、地方債の繰上償還を行うため、50万円を追加し、予算総額は9億1千172万6千円となりました。

◆介護保険特別会計

平成28年度に交付された介護給付費交付金等の精算に伴う返還金等のため、4千80万7千円を追加し、予算総額は20億5千897万3千円となりました。

報告

◆私債権の放棄について

日野町債権管理条例の規定により、私債権である水道料金(上水道)について、過年度未納分の一部において債権放棄を行ったことの報告。

請願

◆核兵器禁止条約への参画を求め
る請願..... 不採択

◆蒲生氏郷公顕彰会日野町会津まつり交流の支援を求める請願書..... 採択

意見書決議

◆核兵器禁止条約に日本政府が参画することを求める意見書決議について..... 否決

◆会津まつり参加交流への支援を求める決議について..... 決議

決算特別委員会の設置

閉会中に平成28年度各会計の決算審査を行うため、決算特別委員会が、委員6名の構成で設置されました。委員は次の議員の方々です。

- 委員長..... 齋藤 光弘
- 副委員長..... 山田 人志
- 委員..... 後藤 勇樹
- 委員..... 谷 成隆
- 委員..... 富田 幸
- 委員..... 対中 芳喜

問い合わせ先 ◆議会事務局
☎0748-52-6551

国民年金からのお知らせ

「社会保険料控除(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

国民年金保険料を平成29年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付される予定です。年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書)を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付される予定です。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の手続きの際にご自身の国民年金保険料の

額と合算して申告できます。(その際はご家族分の証明書も添付する必要があります)

～国民年金保険料の

納め忘れはございませんか？～

平成29年度の国民年金保険料額は、1ヶ月16,490円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料は、納付期限までに納めましょう。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室

☎077-567-1311

控除専用ダイヤル

☎0570-003-004

※専用ダイヤル受付時間

・月々金 8時～19時

・第2土曜 9時～17時

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6571